

日本脳炎ワクチンの予防接種を受ける方へ

【 苫小牧市健康支援課 ☎ 0144-32-6407 】

1 日本脳炎とは

- ブタなどの体内で増えた日本脳炎ウイルスが蚊によって媒介され、ウイルスを持った蚊に刺されることで感染します。ヒトからヒトへの感染はありません。
- 7～10日間の潜伏期間を経て、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状を示す急性脳炎になることがあります。脳炎のほか、髄膜炎や夏風邪のような症状で終わる人もいますが、脳炎にかかった場合の致命率は、約20～40%とされており、治った後に神経に後遺症を残す例が多くみられています。

2 日本脳炎ワクチンについて

現在国内で使用されている日本脳炎ワクチンは、ウイルスの毒性を無くした不活化ワクチンです。北海道では平成28年4月から定期接種となりました。

3 副反応について

副反応としては、発熱や局所の腫脹（はれ）がみられることがあります。なお、重篤な副反応の発生頻度は、10万接種あたり0.7となっています。

4 接種スケジュールについて

- 日本脳炎ワクチンは、合計4回接種します。
- 日本脳炎ワクチンは、生年月日によって接種スケジュールが異なります。次のⅠ～Ⅲのうち、どのパターンに該当するか必ずご確認ください。

平成21（2009）年10月2日以降に生まれた方

→ 【パターンⅠ】をご覧ください。

平成19（2007）年4月2日～平成21（2009）年10月1日生まれの方

→ 【パターンⅡ】をご覧ください。

平成19（2007）年4月1日以前に生まれた方で20歳未満の方

→ 【パターンⅢ】をご覧ください。

定期予防接種は、原則として住民登録をしている自治体の医療機関で実施します。帰省や進学等により苫小牧市外で接種する場合には、事前に手続きが必要となりますので、健康支援課（☎：0144-32-6407）へご連絡ください。

また、大学進学等に伴い、苫小牧市から転出（住民票を異動）した場合は、転出先の自治体で予防接種を受けることとなります。夏休み等で帰省した際に苫小牧市で接種するなどの場合は、転出先の自治体で事前に手続きが必要となりますのでご注意ください。

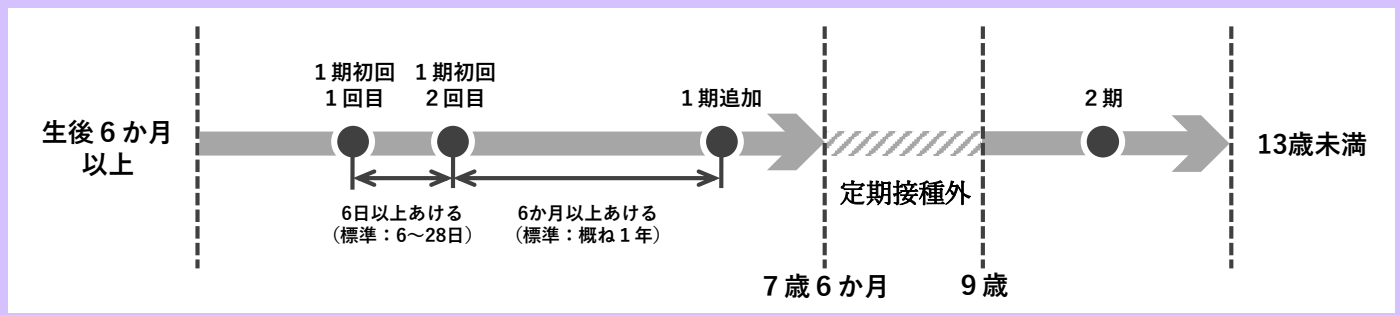
パターンⅠ

平成21（2009）年10月2日以降に生まれた方

7歳6か月になるまでに、1期として3回（初回①・初回②・追加）、9歳以上13歳未満の間に、2期として1回の合計4回接種してください。

【定期予防接種として受けられる期間】

1期	初回	生後6か月から7歳6か月に至る（誕生日の前日）までに <u>2回接種</u> 【標準的な接種時期】3歳になってから4歳に至る（誕生日の前日）まで
	追加	生後6か月から7歳6か月に至る（誕生日の前日）までに <u>1回接種</u> ただし、1期初回接種（2回）終了後、6か月以上あけること。 【標準的な接種時期】4歳になってから5歳に至る（誕生日の前日）まで
2期	9歳になってから13歳に至る（誕生日の前日）までに <u>1回接種</u> 【標準的な接種時期】9歳になってから10歳に至る（誕生日の前日）まで	



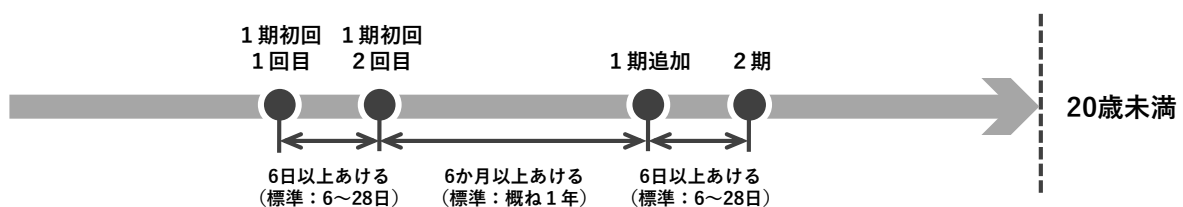
パターンⅢ

平成19（2007）年4月1日以前に生まれた方で20歳未満の方

20歳になるまでに、1期として3回（初回①・初回②・追加）と、2期として1回の合計4回接種してください。

【定期予防接種として受けられる期間】

1期	初回	20歳に至る（誕生日の前日）までに <u>2回接種</u>
	追加	20歳に至る（誕生日の前日）までに <u>1回接種</u> ただし、1期初回接種（2回）終了後、6か月以上あけること。
2期	20歳に至る（誕生日の前日）までに <u>1回接種</u>	



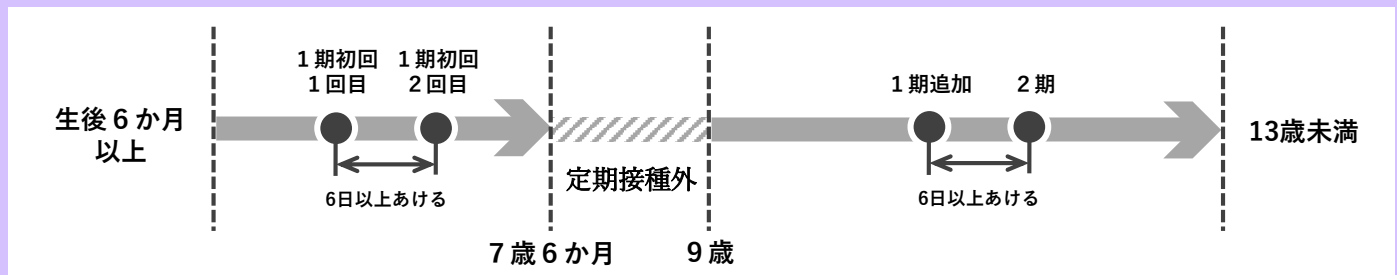
※20歳を過ぎたあとの救済措置はありません。

基本的には、パターンⅠと同じになりますが、7歳6か月までに1期3回分（初回①・初回②・追加）を接種することができなかった場合、接種できなかった分を9歳以上13歳未満の間に接種することができます。1期終了後、2期として1回接種してください。

【定期予防接種として受けられる期間】

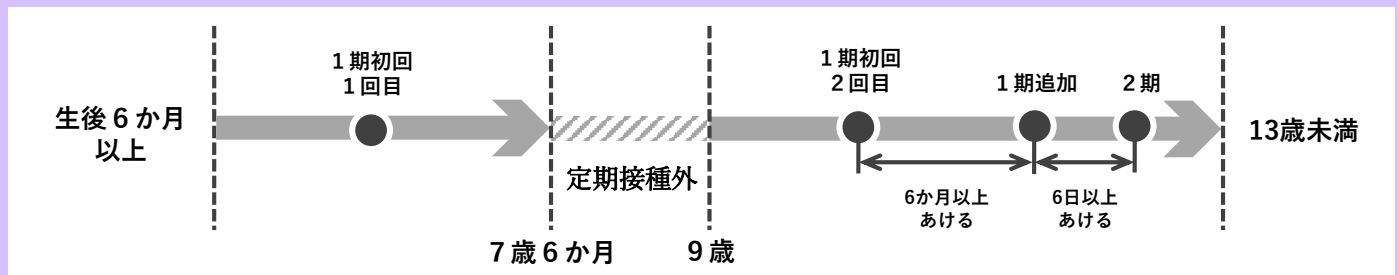
1期	初回	生後6か月から7歳6か月に至る（誕生日の前日）までに <u>2回接種</u>
	追加	生後6か月から7歳6か月に至る（誕生日の前日）までに <u>1回接種</u> ただし、1期初回接種（2回）終了後、6か月以上あけること。
【特例措置】1期の不足分を2期（9歳以上13歳未満）の期間に接種することが可能。		
2期	9歳になってから13歳に至る（誕生日の前日）までに <u>1回接種</u>	

【例1】7歳6か月までに1期を2回（初回①・初回②）接種可能な場合

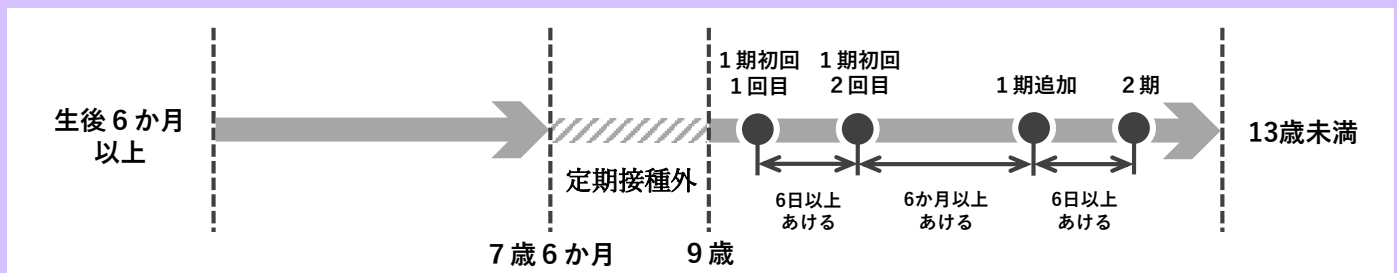


【例2】7歳6か月までに1期を1回（初回①）接種可能な場合

※実施規則上は接種可能ですが、1期初回1回目と2回目の間隔があきすぎることから、確実に免疫を獲得するために例1又は例3での接種をお勧めします。



【例3】7歳6か月までに1期を一度も接種していない場合



《 予防接種救済制度について 》

万が一、定期予防接種が原因で健康被害が発生した場合は、予防接種法に基づく救済制度があります。この救済制度の請求について、厚生労働省が予防接種との因果関係を認定した場合、国の定める医療費、医療手当等の給付を受けることができます。